

令和 3 年 第 1 回

市の国民健康保険事業の運営に
関する協議会

議 案

令和３年 第１回

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会次第

１．諮 問

国民健康保険税率の改正について

２．議 事

議案第１号

国民健康保険税率の改正について

諮 問

国民健康保険税率の改正について

《資料 1－①》 諮問書の写し

《資料 1－②》 諮問事項

《資料 1－①》

登 国 第 2 7 6 7 号
令和 3 年 1 月 1 8 日

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 横 尾 逸 郎 様

登別市長 小笠原 春一

国民健康保険税率の改正について（諮問）

国民健康保険税に関する登別市税条例の一部改正について、別紙のとおり協議会の意見をいただきたく諮問します。

《資料 1－②》

諮 問 事 項

1. 国民健康保険税率の改正について

(1) 国民健康保険税の税率を次のように改正する。

区 分		令和2年度	令和3年度	増 減 額
医 療 分	所 得 割	9. 1 0 %	8. 9 0 %	－ 0. 2 0 %
	均 等 割	3 0,0 0 0 円	2 8,0 0 0 円	－ 2,0 0 0 円
	平 等 割	2 9,0 0 0 円	2 7,0 0 0 円	－ 2,0 0 0 円
介 護 分	所 得 割	2. 5 0 %	2. 3 0 %	－ 0. 2 0 %
	均 等 割	8,7 0 0 円	8,7 0 0 円	－ 円
	平 等 割	5,9 0 0 円	5,1 0 0 円	－ 8 0 0 円
後 期 支 援 分	所 得 割	2. 9 0 %	2. 9 0 %	－ %
	均 等 割	8,4 0 0 円	8,2 0 0 円	－ 2 0 0 円
	平 等 割	8,3 0 0 円	7,9 0 0 円	－ 4 0 0 円
合 計	所 得 割	1 4. 5 0 %	1 4. 1 0 %	－ 0. 4 0 %
	均 等 割	4 7,1 0 0 円	4 4,9 0 0 円	－ 2,2 0 0 円
	平 等 割	4 3,2 0 0 円	4 0,0 0 0 円	－ 3,2 0 0 円

※・所得割～前年の所得に応じて課税する率。

・均等割～国保加入者の一人当たりの年間税額。

・平等割～国保加入世帯の一世帯当たりの年間税額。

※介護分は年齢が40歳～64歳までの被保険者に課税。

(2) 施行日 令和3年4月1日